



全ト協発第621号(企)
令和5年3月1日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



「燃料サーチャージの算出方法等」の告示について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「燃料サーチャージ」につきましては、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の一部として通達の中で規定されておりましたが、令和5年3月1日に別添のとおり「燃料サーチャージの算出方法等」として国土交通省より告示されました。また、告示されたことに伴い、関連する標準的な運賃通達もあわせて一部改正されました。

全ト協では、「標準的な運賃」とともに燃料サーチャージの収受につきまして、引き続き、荷主や荷主関係団体等に対し広く周知を図ってまいりますので、貴協会におかれましても、本件について傘下会員事業者の皆さまに周知いただくとともに、荷主や荷主団体等に対し、標準的な運賃など適正な運賃・料金の収受に向けた取組を推進していただきますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 「燃料サーチャージの算出方法等」告示
(令和5年3月1日 国土交通省告示第147号)
2. 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について
(令和5年3月1日 国自貨第156号の2)

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 (担当：星野、吉田、戸塚)
電 話：03-3354-1037、FAX：03-3354-1019